

【タイトル】地区別税法説明会

【委員会名】税制委員会

【日時】

平成 20 年 10 月 21 日（火）カメラプラザ 亀戸地区の法人を対象
22 日（水）東大島文化センター 大島地区の法人を対象
24 日（金）砂町文化センター 砂町地区の法人を対象 “
全て PM1：30～4：00 で開催

【概要】

研修内容は、「消費税の改正」「所得税法の改正」もあって盛り沢山であったが、「法人税の改正」についての主な内容は以下の通りである。



減価償却につ
いて・・・耐用年
数表の資産区
分が整理され、
法定耐用年数
も見直しが行
われた。

工事進行基準の適
用基準の見直し・・・
工事期間が1年以上、
請求額は10億円以
上に。

交際等の損金不算入の適用期限が平成22年3月31日まで2年延長・・・
中小企業では支出交際費が400万円以下ならその10%は損金不算入。
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例も、平成
22年3月31日まで2年延長・・・取得価額30万円未満のものはその年
度で全額損金算入できる。

全会員を対象とした税法説明会はこの他に、支部研修会（改正税法に限らず、
誤り易い身近なテーマで研修）、年末調整説明会、決算法人説明会、新設法人説
明会等がある。

節税に役立つ為にも、そして何よりも税務調査で無用なトラブルを避ける
為にも、是非ご参加ください。